

愛媛県国際貿易センター指定管理者 募集に係る関係規程等

○地方自治法〔抜粋〕（昭和 22 年法律第 67 号）	1
○愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年条例第 2 号）	2
○愛媛県国際貿易センター管理条例（平成 17 年愛媛県条例第 59 号）	8
○個人情報の保護に関する法律〔抜粋〕（平成 15 年法律第 57 号）	12
○愛媛県情報公開条例（平成 10 年条例第 27 号）	23
○愛媛県行政手続条例（平成 7 年条例第 48 号）	29
○ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免規則 （平成 15 年 6 月 24 日規則第 50 号）	38

○地方自治法（抜粋）（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年 3 月 19 日条例第 2 号）

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条第 1 項に規定する公の施設の設置及び管理に関しては、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 県は、公の施設を別表第 1 及び別表第 2 のとおり設置する。

2 別表第 3 の左欄に掲げる公の施設に、同表の中欄に掲げる支所を置く。

（利用の許可）

第 3 条 公の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けるものとする。

（担保又は保証人）

第 4 条 知事は、公の施設の利用について必要があると認める場合は、相当の担保を提供させ、又は適当と認める保証人を立てさせることができる。

（転使用の禁止）

第 5 条 公の施設の利用者は、その施設を他に使用させてはならない。

（原形変更等の廃止）

第 6 条 公の施設の利用者は、その施設を利用目的外の用途に供し、又は知事の承認を得た場合を除くほか、その施設の原形を変更してはならない。

（利用に関する指示）

第 7 条 公の施設の利用者は、その施設の利用について、知事の指示があつた場合は、これに従わなければならない。

（違反行為に対する処置）

第 8 条 知事は、公の施設の利用者がこの条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した場合又は故意若しくは過失により公の施設を損傷し、若しくは滅失した場合は、その利用を停止させ、使用の許可を取り消し、又は原状回復若しくは損害賠償を命ずることができる。

（使用料及び利用料金）

第 9 条 公の施設の利用については、別に条例で定めるところにより、使用料を徴収し、又はその利用に係る料金を収受させるものとする。

（指定管理者が管理を行う公の施設）

第 10 条 法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせる公の施設は、別表第 4 のとおりとする。

（指定管理者の指定）

第 11 条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする公の施設ごとに、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。

3 知事は、第 1 項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る公の施設の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該公の施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

（指定の公示等）

第 12 条 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定管理者の原状回復義務等）

第 13 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

2 知事は、指定管理者が故意又は過失により公の施設を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

(過料処分)

第14条 公の施設の利用について、この条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した者又は故意若しくは過失により公の施設を損傷し、若しくは滅失した者は、5万円以下の過料に処する。

2 詐偽その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、公の施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、別表第1中愛媛県立重信清愛園の項及び愛媛県母子福祉センターの項の施行期日は、知事が定める。

(中略)

附 則（平成29年3月24日条例第20号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	目的	位置
愛媛県民文化会館	県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会の用に供する。	松山市
愛媛県生活文化センター	県民の生活文化の向上の目的とする各種の行事又は集会の用に供する。	松山市
萬翠荘	県民の文化財に対する理解を深めるため、歴史的建造物として保存し、公開するとともに、県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。	松山市
愛媛県消費生活センター	県民の消費生活の安定及び向上を目的とする相談、情報の提供、研修、研究、試験等を行う。	松山市
愛媛県男女共同参画センター	女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い、及び各種の行事又は集会に必要な施設を提供するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う。	松山市
愛媛県体験型環境学習センター	県民の環境意識の向上を図るため、住宅等における地球温暖化対策技術の体験の場を提供するとともに、環境学習及び環境保全活動の支援を行う。	松山市
愛媛県総合社会福祉会館	民間の社会福祉活動の拠点として、福祉に関する情報の提供、相談、研修等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。	松山市
愛媛県身体障がい者福祉センター	身体障がい者に対し、更生のために必要な各種の相談に応じ、機能回復訓練等を実施し、並びにスポーツ及びレクリエーションの指導を行うとともに、その福祉の増進を図るために必要な施設を提供する。	松山市
愛媛県障がい者更生センター	障がい者の健康の増進及び社会参加の促進を図るため、宿泊、休養等の施設を提供する。	松山市
愛媛県在宅介護研	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボラン	松山市

修センター	ティア等に対して在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行う。	
愛媛県立さつき寮	婦人保護施設として、要保護女子を収容保護し、その更生に必要な指導及び訓練を実施するとともに、配偶者等からの暴力を受けた女性の保護を行う。	松山市
愛媛県視聴覚福祉センター	視聴覚障害者の福祉の向上を図るため、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物等による情報の提供、各種の相談、視覚障害者の生活訓練、点訳奉仕員等の養成等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。	松山市
愛媛県立子ども療育センター	心身に障害のある児童等に対し、保護、治療、日常生活の指導、独立自活に必要な訓練等を行うとともに、保護者に対する療育指導及び情報提供、各種の相談等を行う。	東温市
えひめこどもの城	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにするとともに、地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成を行う。	松山市・伊予郡砥部町
愛媛県立えひめ学園	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。	新居浜市
愛媛県立愛媛母子生活支援センター	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。	松山市
愛媛県立衛生環境研究所	保健衛生に関する試験、検査、鑑定調査及び研究を行ない、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	松山市
愛媛県動物愛護センター	動物の愛護並びに適正な飼養及び保管に関する情報の提供、指導、助言及び相談を行うとともに、県民に犬、ねこ等の動物との触れ合いの場を提供する。	松山市
愛媛県心と体の健康センター	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導並びに精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定等を行うとともに、不妊及び難病に関する相談等を行う。	松山市
ファミリーハウスあい	長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族を支援するため、宿泊及び休養の施設を提供する。	松山市
愛媛国際貿易センター	貿易の振興を通じて経済及び文化の国際交流を促進するため、国際見本市、展示会等の開催に必要な施設を提供する。	松山市
テクノプラザ愛媛	企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るため、各種の情報提供を行うとともに、研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等を提供する。	松山市
愛媛県産業技術研究所	工業技術に係る試験研究の総合的企画調整及び情報の提供を行うとともに、食品産業、繊維産業、紙産業、窯業その他のものづくりの基盤となる技術に関する試験研究、助言等並びに紙に関する展示及び研究開発又は研修に必要な施設の提供等を行う。	松山市
愛媛県立農業大学校	次代の農業及び農村を担う優れた青少年を養成するとともに、農業者が農業に関し生涯にわたって行う学習活動を	松山市

	促進し及び援助するため並びに農業機械利用技能者を養成するため各種の研修を行う。	
愛媛県農林水産研究所	農林水産業、森林及び緑化に関する総合的試験研究、調査及び技術指導を行うとともに、県民への花きとの触れ合いの場の提供、養鶏に関する種卵のふ化受託、林業、森林及び緑化に関する研修、展示、知識の普及、指導及び相談並びに研修施設の提供、水産動物の種苗の生産及び供給並びに養殖業に係る水産動物の疾病の予防、診断、治療等及びこれらの知識の普及を行う。	松山市
えひめ森林公園	県民の森林に対する理解を深めるとともに、その保健及び休養に資する。	伊予市

別表第2（第2条関係）

名称	目的	位置	所轄区域
愛媛県福祉総合支援センター	<p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所として、相談、調査、医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定、指導、児童の一時保護等を行う。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所として、相談、指導、医学的、心理学的及び職能的判定、補装具の処方及び適合判定等を行う。</p> <p>(3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人相談所として、相談、調査、医学的、心理学的及び職能的判定、指導並びに要保護女子の一時保護を行う。</p> <p>(4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所として、相談、指導、医学的、心理学的及び職能的判定等を行う。</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、相談、指導、被害者の一時保護及び情報の提供その他の援助を行う。</p>	松山市	県内全域（目的の欄(1)の児童相談所としての業務を行う場合にあつては、松山市、今治市（宮窪町四阪島を除く。）、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、越智郡、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡及び西宇和郡）
愛媛県東予子ども・女性支援センター	(1) 児童福祉法に規定する児童相談所として、相談、調査、	新居浜市	新居浜市、西条市、四国中央市及び今治市宮窪町

	医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定、指導、児童の一時保護等を行う。 (2) 売春を行うおそれのある女子及び配偶者等からの暴力を受けた者についての相談、指導等を行う。		四阪島
愛媛県南予子ども・女性支援センター	同	宇和島市	宇和島市、西予市、北宇和郡及び南宇和郡
愛媛県四国中央保健所	地域住民の健康の保持及び増進を図る。	四国中央市	四国中央市
愛媛県西条保健所	同	西条市	新居浜市及び西条市
愛媛県今治保健所	同	今治市	今治市及び越智郡
愛媛県中予保健所	同	松山市	伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県八幡浜保健所	同	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県宇和島保健所	同	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
西条中小企業労働相談所	中小企業における労働問題について、労使関係者の相談に応じ、労使関係の合理的安定に資する。	西条市	新居浜市、西条市及び四国中央市
今治中小企業労働相談所	同	今治市	今治市及び越智郡
松山中小企業労働相談所	同	松山市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
八幡浜中小企業労働相談所	同	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
宇和島中小企業労働相談所	同	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
愛媛県東予家畜保健衛生所	家畜の保健衛生の向上及び伝染病予防並びに畜産に関する技術指導を行う。	西条市	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及び越智郡
愛媛県中予家畜保健衛生所	同	東温市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県南予家畜保健衛生所	同	八幡浜市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡

別表第3 (第2条関係)

施設	名称	位置
愛媛県産業技術研究所	繊維産業技術センター	今治市
	紙産業技術センター	四国中央市
	窯業技術センター	伊予郡砥部町
愛媛県農林水産研究	花き研究指導室	東温市

所	果樹研究センター	松山市
	果樹研究センターみかん研究所	宇和島市
	畜産研究センター	西予市
	畜産研究センター養鶏研究所	西条市
	林業研究センター	上浮穴郡久万高原町
	水産研究センター	宇和島市
	水産研究センター栽培資源研究所	伊予市
愛媛県東予家畜保健衛生所	今治支所	今治市
愛媛県南予家畜保健衛生所	宇和島支所	宇和島市

別表第4（第10条関係）

1	愛媛県県民文化会館
2	愛媛県生活文化センター
3	萬翠荘
4	愛媛県男女共同参画センター
5	愛媛県体験型環境学習センター
6	愛媛県総合社会福祉会館
7	ファミリーハウスあい
8	愛媛県立愛媛母子生活支援センター
9	えひめこどもの城
10	愛媛県身体障がい者福祉センター
11	愛媛県障がい者更生センター
12	愛媛県視聴覚福祉センター
13	愛媛県在宅介護研修センター
14	愛媛国際貿易センター
15	テクノプラザ愛媛
16	えひめ森林公園

○愛媛国際貿易センター管理条例（平成17年7月19日条例第59号）

（趣旨）

第1条 この条例は、愛媛国際貿易センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- （1） 国際見本市、展示会等の開催に必要な施設の提供に関すること。
- （2） その他必要な業務

（指定管理者が行う業務）

第3条 センターの指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- （1） 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- （2） センターの利用の許可に関すること。
- （3） センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。
- （4） センターの利用の促進に関すること。
- （5） センターの施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- （6） その他知事が定める業務

（開館時間等）

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、立体駐車場は、午前7時から午後10時まで利用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、第1項の開館時間及び前項の利用時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 センターの休館日は、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

（入館の制限等）

第6条 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入館を禁じ、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- （1） センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- （2） センターの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- （3） 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

（利用の許可）

第7条 別表第1及び別表第2に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

（許可の基準）

第8条 指定管理者は、別表第1及び別表第2に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- （1） センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- （2） センターの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

（許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号の

いずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第7条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

第10条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、センターの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

第11条 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、知事が特に必要があると認めて指示するとき、又はセンターの施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

(損害賠償等)

第14条 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(愛媛国際貿易センター使用料条例の廃止)

2 愛媛国際貿易センター使用料条例(平成7年愛媛県条例第30号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月28日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

6 第8条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表1の規定、第21条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第22条の規定による改正後の愛媛県総合社会福祉会館管理条例別表第2の規定、第23条の規定による改正後のファミリーハウスあい管理条例第11条第1項の規定、第24条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第1及び別表第2の規定、第26条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第1及び別表第2の規定、

第27条の規定による改正後の愛媛県生活文化センター管理条例別表の規定、第28条の規定による改正後の愛媛県県民文化会館管理条例別表の規定、第29条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定、第31条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理条例別表の規定、第32条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第33条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第34条の規定による改正後のえひめ青少年ふれあいセンター管理条例別表の規定並びに第35条の規定による改正後の萬翠荘管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日前に指定管理者がその全額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 4 第9条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例第15条の11第2項第5号及び別表1の規定、第20条の規定による改正後のえひめこどもの城管理条例別表第1の規定、第21条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第22条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第1の規定、第23条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第1の規定、第24条の規定による改正後の愛媛県生活文化センター管理条例別表の規定、第25条の規定による改正後の愛媛県県民文化会館管理条例別表の規定並びに第26条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日前に指定管理者がその全額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月9日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第5条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 6 第8条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例第15条の11第2項第5号及び別表1の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第21条の規定による改正後の愛媛県総合社会福祉会館管理条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第1及び別表第2の規定、第23条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の愛媛県生活文化センター管理条例別表の規定、第25条の規定による改正後の愛媛県県民文化会館管理条例別表の規定、第26条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定、第28条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理条例別表の規定、第29条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第31条の規定による改正後のえひめ青少年ふれあいセンター管理条例別表の規定並びに第32条の規定による改正後の萬翠荘管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日前に指定管理者がその全額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第5条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例別表の規定は、この

条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。

- 5 第7条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例第15条の11第2項第5号及び別表1の規定、第13条の規定による改正後のえひめこどもの城管理条例別表第1の規定、第14条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第15条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第1の規定、第16条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第1の規定、第17条の規定による改正後の愛媛県県民文化会館管理条例別表の規定、第18条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例別表第2の規定、第21条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例別表第2の規定並びに第22条の規定による改正後の萬翠荘管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日前に指定管理者がその全額について収受したものについては、なお従前の例による。

別表第1（第7条、第8条、第11条関係）

区分	単位	金額
大展示場	1日につき	981,750円
小展示場	1日につき	389,260円
屋外展示場	1日につき	134,550円
会議室	1室1日につき	90,000円

備考1 入場料を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、この表に定める額（入場料を徴収する場合は、この表に定める額に2を乗じて得た額）の1時間当たりの額に1.2を乗じて得た額を加算した額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

3 大展示場及び小展示場の利用に係る電気料金、ガス料金及び水道料金（照明及び冷暖房設備に係るものを除く。）については、実費を徴収する。

一部改正〔平成26年条例9号・29年5号・令和元年3号・3年4号〕

別表第2（第7条、第8条、第11条関係）

区分	単位	金額
指定管理者が定める附属設備及び備品	1点又は1式1日につき	23,480円
冷暖房設備	1時間につき	25,940円
立体駐車場	1台1時間につき	150円

備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

2 利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。

一部改正〔平成26年条例9号・令和元年3号〕

○愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日条例第41号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。

（2） 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

（2）の2 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関（議会にあっては、議長。次号、第7条第1項第6号及び第3項第4号、第23条から第25条まで、第27条、第28条、第32条第1項第5号、第34条から第37条まで、第40条第1項第5号並びに第53条において同じ。）が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

（2）の3 要配慮個人情報 個人情報の本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他個人情報の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

（3） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（4） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記載された特定個人情報をいう。

（5） 公文書 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第2条第2項に規定する公文書をいう。

（6） 個人情報の本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようその適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

(出資法人の責務)

第5条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、当該法人を所管する実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 実施機関の義務

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 県の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。）及び県が設立した地方独立行政法人の職員（役員を含む。）又はこれらの職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務

(2) 一般に入手し得る刊行物等に記録されている個人情報を取り扱う事務

(3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する事務

(4) 前3号に掲げる事務のほか、あらかじめ愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて実施機関が定める事務

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項の一部若しくは全部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の本人から収集しなければならない。ただし、当該個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (2) 個人情報の本人の同意があるとき。
- (3) 収集する個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明であること、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること等の事由により、個人情報の本人から収集することができない場合であって、当該個人情報の本人の権利利益

を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的とするとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報の本人から収集したのでは個人情報取扱事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他個人情報の本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 犯罪の予防等を目的とするとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該要配慮個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 個人情報の本人の同意があるとき、又は個人情報の本人に提供するとき。

(3) 利用し、又は提供する個人情報が出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 犯罪の予防等を目的とするとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

（特定個人情報の利用の制限）

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第11条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第12条 実施機関は、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 犯罪の予防等を目的とするとき。

(3) 国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立したものを除く。第27条第1項において同じ。）に提供するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

（提供先に対する措置要求）

第13条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を実施機関以外のものに提供する場合にお

いて、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（正確性及び安全性の確保）

第14条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに、これを消去し、又はこれを記録した公文書で保有する必要がなくなったものを廃棄しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されるものについては、この限りでない。

（職員の義務）

第15条 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委託に伴う措置等）

第16条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

（開示の請求）

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報（第7条第3項第1号に掲げる事務に係るものを除く。）の開示の請求をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第18条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 代理人が開示請求をする場合にあつては、本人の氏名及び住所
- (3) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) その他実施機関（議会にあつては、議長）が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関（議会にあつては、議長。次項において同じ。）が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務等）

第19条 実施機関は、開示請求があつた場合においては、次項の規定により個人情報を開示しないときを除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。

(1) 開示請求者（当該開示請求者が代理人の場合は、本人。以下この項及び第27条第1項において同じ。）以外の者の個人情報に含まれる個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として当該開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）

(2) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある個人情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる個人情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 法令等の規定により開示することができない個人情報及び地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務に関して、主務大臣等から個人情報の本人に開示してはならない旨の明示の指示がある個人情報

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報

(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 本人に代わって代理人による開示請求がなされた個人情報であって、開示することにより、当該本人の利益に反すると認められるもの

（部分開示）

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に前条第2項各号のいずれかに該当する個人情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部

分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(裁量的開示)

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第22条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第23条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の日時、場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第24条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から起算して60日を限度として、同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第25条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る事案の移送)

第26条 実施機関(議会にあっては、議長)は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関(議会にあっては、議長。以下この条において同じ。)において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第23条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者の意見の聴取等)

第27条 開示請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関

は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が第19条第2項第1号イ又は第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第21条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見を聴いた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対の意思を表示した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る個人情報の開示をするものとする。

2 個人情報の開示は、文書又は図画に記録されている個人情報については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている個人情報については実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、個人情報が記録されている公文書の開示により公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第20条の規定による開示を行うとき、その他相当の理由があるときは、公文書を複写した物を閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

4 第18条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求の特例)

第29条 実施機関（議会にあっては、議長）があらかじめ定めた個人情報について、個人情報の本人が開示請求をするときは、第18条第1項の規定にかかわらず、口頭によりすることができる。

2 前項の規定により口頭による開示請求をする者は、第18条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関（議会にあっては、議長。次項において同じ。）が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により口頭による開示請求があったときは、第23条第1項及び第24条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところによるものとする。

(費用の負担)

第30条 この条例により公文書（これを複写した物を含む。）の写し（複製物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正の請求)

第31条 第28条第1項又は第29条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所

(2) 代理人が訂正請求をする場合にあつては、本人の氏名及び住所

(3) 訂正請求をしようとする個人情報の開示を受けた日その他訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(4) 訂正を求める内容

(5) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正義務)

第33条 実施機関は、訂正請求があった場合においては、訂正請求に係る個人情報について訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該訂正請求に係る個人情報を訂正しなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正した上で、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部を訂正しないときは、訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があった日から起算して75日を限度として、同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 訂正請求に係る個人情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から起算して75日以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について訂正決定等を行う期限

(訂正請求に係る事案の移送)

第37条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第26条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第34条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第38条 実施機関(議会にあつては、議長)は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止の請求)

第39条 第28条第1項又は第29条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

る。

(1) 第8条の規定に違反して収集されたとき、第9条若しくは第10条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条、第11条又は第12条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第14条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の消去

2 第17条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所

(2) 代理人が利用停止請求をする場合にあつては、本人の氏名及び住所

(3) 利用停止請求をしようとする個人情報の開示を受けた日その他利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(4) 利用停止を求める内容及び理由

(5) その他実施機関が定める事項

2 第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（個人情報の利用停止義務）

第41条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置等）

第42条 第34条から第36条までの規定は、利用停止請求があつた場合について準用する。

（情報提供等記録についての適用除外）

第43条 第10条第2項、第26条、第37条及び第39条から前条までの規定は、情報提供等記録については、適用しない。

第3節 審査請求

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第44条 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは第42条において準用する第34条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

（審理員の指名に関する規定の適用除外）

第44条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求があつた場合の審査会への諮問）

第45条 実施機関（議会を除く。次条及び第47条において同じ。）は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該個人情報の開示について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第46条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対の意思を表示した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(審査請求に対する裁決)

第47条 実施機関は、第45条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第48条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変え、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4節 苦情の処理

第49条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第5節 他の制度との調整等

第50条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定の全部を適用しないこととされる個人情報

(2) 統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

(3) 図書館、博物館、試験場その他これらに類する施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている個人情報

2 前項に掲げるもののほか、第2章第2節及び第3節の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされる個人情報については、適用しない。

3 他の法令等（愛媛県情報公開条例を除く。）の規定により、第28条第2項に規定する方法と同一の方法で自己に関する個人情報の開示を求めることができることとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報（特定個人情報を除く。）については、当該同一の方法による開示を行わない。

4 第31条から第42条までの規定は、他の法令等の規定により、自己に関する個人情報の訂正又は利用停止を求めることができることとされている場合には、適用しない。

5 他の法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について当該法令等に訂正又は利用停止の手続の定めがない場合における第31条第1項又は第39条第1項の規定の適用については、当該個人情報は、開示請求に基づき開示を受けた個人情報とみなす。

第3章 補則

(国又は他の地方公共団体との協力)

第51条 知事は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対し協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(実施状況の公表)

第52条 知事は、毎年、実施機関における個人情報の開示等の実施状況を取りまとめ、その概要を公

表するものとする。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第16条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項第3号、第8条第2項第6号及び第3項、第9条第5号並びに第10条第2項の規定中審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第44条及び第52条の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

附 則（平成15年12月19日条例第61号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

2～3 略

(中略)

附 則（平成29年7月7日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県情報公開条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の知る権利を保障し、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに愛媛県住宅供給公社及び愛媛県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

- (1) 知事
- (2) 議会
- (3) 公営企業管理者
- (4) 教育委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 人事委員会
- (7) 監査委員
- (8) 公安委員会
- (9) 警察本部長
- (10) 労働委員会
- (11) 収用委員会
- (12) 海区漁業調整委員会
- (13) 内水面漁場管理委員会

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館、博物館、試験場その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例により認められた権利を正当に行使するとともに、公文書の公開により得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関（議会にあっては、議長。次項、第11条から第13条まで、第15条、第16条及び第38条において同じ。）が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務等）

第7条 実施機関は、公開請求があった場合においては、次項の規定により公文書を公開しないときを除き、公開請求者に対し、当該公開請求に係る公文書を公開しなければならない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例若しくは実施機関の規則（規程を含む。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により公にすることができない情報及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項に規定する法定受託事務に関して、主務大臣等から公にしてはならない旨の明示の指示がある情報

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事

業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に前条第2項各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の日時、場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求があった日から起算して60日を限度として、同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(事案の移送)

第14条 実施機関（議会にあっては、議長）は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関（議会にあっては、議長。以下この条において同じ。）において公開決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者の意見の聴取等)

第15条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を聴かななければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2項第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見を聴いた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対の意思を表示した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施)

第16条 実施機関は、公開決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかに、当該公開決定に係る公文書の公開をするものとする。

2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、公文書の公開により公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第8条の規定による公開を行うとき、その他相当の理由があるときは、公文書を複製した物を閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(費用負担)

第17条 この条例により公文書（これを複製した物を含む。）の写し（複製物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

(県が設立した地方独立行政法人及び公社に対する審査請求)

第18条 次に掲げる実施機関がした公開決定等又は当該実施機関に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。

(1) 県が設立した地方独立行政法人

(2) 公社

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第18条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平

成26年法律第68号) 第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の審査会への諮問)

第19条 実施機関(議会を除く。次条及び第21条において同じ。)は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対の意思を表示した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(審査請求に対する裁決)

第21条 実施機関は、第19条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

第2節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会

(設置等)

第23条 第19条の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。)第45条の規定による諮問に応じて審査請求について行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し必要な事項について実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報保護条例第45条の規定により諮問をした機関を含む。以下同じ。)に対し、公開決定等又は開示決定等(個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)若しくは利用停止決定等(個人情報保護条例第44条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加

人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第25条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第26条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の送付）

第28条 審査会は、第24条第4項又は第26条の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を送付しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第29条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第30条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第31条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 補則

（他の制度との調整）

第32条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が第16条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第16条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例の規定は、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされている公文書については、適用しない。

（公文書の管理等）

第33条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（情報提供の拡充）

第34条 実施機関は、公文書の公開と併せて、県民がその必要とする情報を迅速かつ容易に利用することができるよう情報提供施策の拡充に努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第35条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、当該法人を所管する実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、出資法人の保有する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第36条 県が設置する公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)を管理する指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する情報であってその管理する当該公の施設の管理に関するものの公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、県が設置する公の施設の指定管理者について、前項に規定する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第37条 知事は、毎年、実施機関における公文書の公開の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第39条 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 愛媛県情報公開要綱(平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号)は、この条例の施行と同時に、その効力を失うものとする。ただし、同要綱第2条第2項に規定する公文書で、施行日前に同項に規定する決裁等が終了したものについては、同要綱は、なおその効力を有する。

(中略)

附 則(平成29年7月7日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県行政手続条例（平成7年12月22日条例第48号）

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第3項において同法第2章から第5章までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 前項に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）法律等 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。

（2）条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程を含む。）をいう。

（3）法令 法律等及び条例等をいう。

（4）処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

（5）申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

（6）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

（7）県の機関 地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）第4条第1項の規定により置かれる管理者、警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

（8）行政指導 県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

（9）届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

（1）議会の議決によってされる処分

（2）議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

（3）刑事事件に関する法令に基づいて司法警察職員がする処分及び行政指導

（4）国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員又は警察官がする行政指導

（5）学校、研修所その他教育、講習、訓練又は研修を目的とする施設において、その目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導

- (6) 留置施設において、留置の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
 - (7) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
 - (8) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
 - (9) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導
 - (10) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導
 - (11) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
 - (12) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導
- 一部改正〔平成19年条例31号・27年6号・28年6号〕

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

（審査基準）

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（申請に対する審査及び応答）

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

（理由の提示）

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。
(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請(法律等に基づくものを含む。第31条において同じ。)が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 行政庁は、申請の処理をするに当たり、当該申請に対する処分について他の行政庁が関与するとき、又は当該申請と同一の申請者からされた相互に関連する他の申請(法律等に基づくものを含む。)が他の行政庁にされているときは、必要に応じ、当該他の行政庁と相互に連絡を取り、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手續)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手續を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号にいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手續を執ることができないとき。

(2) 条例等において必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しそ

の他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（次項及

び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であった者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人
- (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する

機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、公共の利益の実現その他正当な理由がある場合に、行政指導の事実又はその相手方がこれに従わない事実を公表することを妨げない。

3 県の機関は、前項ただし書の公表をしようとするときは、事前にその相手方に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(申請に関連する行政指導)

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことにより公共の利益の確保に著しい障害を生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等(法律等に基づくものを含む。以下この条及び次条において同じ。)をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人に知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、県の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措

置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第5章 届出

第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2～6 略

(中略)

附 則（平成28年3月29日条例第6号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）

○ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則（平成15年6月24日規則50号）
（趣旨）

第1条 この規則は、県民のボランティア活動を促進することにより愛と心のネットワークづくりを推進するため、公の施設の使用料及び利用料金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「いーよネット」とは、県がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して、ボランティア活動に参加しようとする者に対し県及び知事が指定する団体の関わるボランティア活動をあつせんするシステムをいう。

2 この規則において「いーよポイント」とは、いーよネットに登録された者がいーよネットに掲載されたボランティア活動に参加することにより支給される地域通貨ポイント（相互に助け合うサービス又は行為を点数等に置き換え、一定の地域内で流通させる制度における当該点数等をいう。）をいう。

（使用料の減免）

第3条 知事は、その定めるところにより、いーよポイントとの引換えにより、別表に掲げる施設（以下「施設」という。）の使用料を減免するものとする。

2 前項の規定によるいーよポイントの引換えを希望する者は、施設を使用する際に、その旨を知事に申し出なければならない。

（利用料金の減免）

第4条 県が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）を管理する指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、いーよポイントとの引換えにより、その管理する当該公の施設の利用料金を減免するよう努めなければならない。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、施設の使用料の減免に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月18日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月30日規則第17号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第29号抄）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 愛媛県在宅介護研修センター |
| 2 | 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター |
| 3 | 愛媛県農林水産研究所林業研究センター |